

1. 令和6年度から、個人住民税特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データ（正本）による受け取りが選択できるようになります。

令和6年度から、eLTAX（エルタックス）を経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者のうち、個々の納税義務者に対し特別徴収税額通知（納税義務者用）を電磁的方法（社内システム、メール等）で提供することができる体制を有する特別徴収義務者が申出をしたときは、当該特別徴収義務者に対しeLTAXを経由して特別徴収税額通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）の電子データ（正本）を送信します。

特別徴収税額通知（納税義務者用）の受取方法については、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）と同様に、eLTAXで給与支払報告書データを入力する際に表示される「特別徴収税額通知受取情報」欄にて『紙（正本）を郵送で受け取る』か、『電子データ（正本）をeLTAXで受け取る』かを選択してください。

（注意）特別徴収義務者用・納税義務者用でそれぞれ設定してください。また、税額変更通知についても、給与支払報告書提出時に選択した受取方法を適用します。

（注意）『電子データ（正本）をeLTAXで受け取る』を選択した場合、紙（正本）による通知の再発行はできません。

選択の可否	特別徴収義務者用	納税義務者用
New 可 (※)	電子データ（正本）をeLTAXで受け取る	電子データ（正本）をeLTAXで受け取る
可	電子データ（正本）をeLTAXで受け取る	紙（正本）を郵送で受け取る
可	紙（正本）を郵送で受け取る	紙（正本）を郵送で受け取る
可	紙（正本）を郵送で受け取る	電子データ（正本）をeLTAXで受け取る

※事業者（特別徴収義務者）様において、個々の納税義務者に対し特別徴収税額通知（納税義務者用）を電磁的方法（社内システム、メール等）で提供できる体制が必要です。

2. 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子データ（副本）を廃止します。

令和6年度から、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子データ（副本）の送信を廃止します。これにより、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の受取方法は以下のうち1つを選択いただくこととなります。

- ・紙（正本）で受け取る。
- ・電子データ（正本）で受け取る。

※従来の『紙（正本）と電子データ（副本）を受け取る』方法は廃止となります。

これにより、光ディスク等による電子データ（副本）の送付も廃止となります。特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子データ（正本）を希望する場合は、eLTAXをご利用ください。

3. eLTAXを経由して給与支払報告書を提出している特別徴収義務者への総括表の送付を廃止します。

これまで、給与支払報告書の提出については、すべての特別徴収義務者に総括表を送付し、お知らせしていましたが、令和7年度以降は、eLTAXを経由して給与支払報告書を提出している特別徴収義務者へは、eLTAXの電子メッセージ機能及び本市ホームページにてお知らせし、総括表の送付は廃止する予定です。

1及び2について、詳しくは地方税共同機構の「個人住民税特別徴収税額通知（納税義務者用）電子化に係る特別徴収義務者向け特設ページ」をご覧ください。

LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

特徴税通（納税義務者用）
特設ページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/08036>

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



お問い合わせ

箕面市役所 市民税室 TEL:072-724-6710 FAX:072-723-5538